

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 7 月 13 日現在

機関番号：18001

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02244

研究課題名(和文) LGBTQを含む性の多様性に関する法的問題の総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive study concerning legal issues of sexual diversity

研究代表者

矢野 恵美 (Yano, Emi)

琉球大学・法務研究科・教授

研究者番号：80400472

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本においてLGBTQ等を含む「性の多様性」に関連する法律は、唯一、性同一性障害に関する特例法(以下「特例法」)である。しかし、そもそも特例法は、比較法的な視点も含め、「性別の変更要件」が厳しすぎるとの批判がある。他方、戸籍上の性別が同一の者の婚姻については、国際的には、婚姻を認める(婚姻平等)、あるいはパートナーシップ法で対応する等の法制度があるが、日本はこれらの法律が一切ない唯一のG7国である。本研究では、本分野の先進国の北欧等の法制度、国連の動向等を調査し、日本への示唆を行った他、家族の在り方、法的性別変更方法、学校教育、性的少数者受刑者処遇等についても調査・提言を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマークの北欧諸国、ハワイ等の法制度を調査、報告を行った。また沖縄県内の企業の取組の調査等も実施した。さらに、人権、家族、学校、刑務所等の視点からセクシャリティの問題を比較法の視点も入れながら研究し、学会報告、論文発表を行った。その他、ノルウェー、ハワイからNPO活動家、法曹実務家を招聘しシンポジウムを実施した。研究分担者2名は学会議報告書の執筆に携わった。最終シンポジウムでは、各自の視点から、日本の法制度の問題点や日本への提言を行った。

研究成果の概要(英文)：In Japan, there is only one law related to "gender diversity", including LGBTQ and others, and that is the Special Act on Gender Identity Disorder (referred to as the "Special Law"). However, the Special Law has been criticized for being too strict in its "gender reassignment requirements," including from a comparative legal perspective. Internationally, many countries have one of the following legal systems for same-sex marriages. (1) Marriage laws that allow marriage regardless of gender. (2) The partnership law. Japan is the only country among the G7 countries that does not have either of these legal systems. This study investigates the legal systems of advanced countries in this field, such as Scandinavian countries, and the trend of the United Nations, and suggests implications for Japan. In addition, we have conducted research and surveys on the family, legal gender reassignment methods, school education, and treatment of sexual minority prisoners, then we made recommendations.

研究分野：法学

キーワード：性の多様性 トランスジェンダー 家族 刑務所 受刑者 北欧 国連 学校

1. 研究開始当初の背景

研究開始から現在に至るまで、日本において LGBTQ 等を含む「性の多様性」に関連する法律は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(2003年法律第111号)」(以下「特例法」)のみである。世界的に見て、日本は、LGBTQ 等を含む、「性の多様性」への法的対応が著しく遅れており、喫緊に取り組むべき課題であると言える。例えば、国連人権理事会の普遍的定期審査において、日本は、第1回(2008年)・第2回(2012)とも性的指向・性自認に関連する人権保障政策が進んでいないと、各国から改善勧告を出されている。また、日本は2017年から同会で再び理事国となるが、理事国として求められる人権へのコミットメントのひとつとして性的指向・性自認に関する国内の人権施策を進めていくことが必須である。日本から委員を輩出している自由権規約委員会や女性差別撤廃委員会、子どもの権利委員会などの人権審査においても、日本のDV防止法の同性カップルへの適用可能性や特例法の要件緩和、性的指向・性自認を含めた差別禁止法(以下「性的少数者差別禁止法」)の制定について勧告が相次いでいる。

しかも、その特例法は未だに手術要件を要求しており、WHOの見解等の世界的動向、また、比較法的な視点からも、「性別の変更要件」が厳しすぎると批判されている。また、子なし要件(法制定当時は、子どもがいる者は性別変更ができなかったが、現在は未成年の子がいる間は性別変更ができない)についても、なぜそれが必要なのかについて何らエビデンスがない。

法的な性別(日本では戸籍上の性別)が同一の者の婚姻については、現在、多くの国で、男女と同様の婚姻を認める(婚姻平等)、あるいは婚姻よりは法的に制限があるがパートナーシップ制度をもつかで対応している。日本はG7の中でこれらの法律が一切ない唯一の国である。

法制度の不備を補うため、2015年の渋谷区を皮切りに、多くの自治体が、パートナーシップ要綱、パートナーシップ条例、性の多様性の尊重条例(多くは男女共同参画条例を改正)等で対応を始めているが、上記のように法律の整備は依然として遅れており、国際社会から取り残された状態が続いている。本研究進行中の2019年2月には、日本で、法律上の性別が同じカップルが結婚できないのは、個人の尊厳を侵害し、平等にも違反するという重要な人権侵害であり憲法違反であるとし、全国で裁判(結婚の自由をすべての人に訴訟)が提起された。

2. 研究の目的

上記の状況に加え、日本においては、性の多様性の問題を学術分野において、昨今、性の多様性についての科研費研究は複数みられるが(「LGBT」や「性的少数者」の語を使用している場合もある)、本研究のように、法律の分野に特化し、各法律分野の研究者及び、法曹実務家、矯正実務家が協働している総合的な研究は、本研究の研究開始当初には存在しなかった(単独研究者による研究、国際法・労働法の観点からの研究は、本研究の分担者である谷口洋幸のものがある)。法分野の中でも刑事法の分野は、2001年の大島俊之論文のみであり、以後は法曹実務家を除き、2016年の矢野論文となっている。国連の動向等については谷口論文が代表的である。

そこで、本研究では、性の多様性に関して、各種法分野の研究者が協働し、立法案、改正案、及び、それに伴い発生が予想される法的問題を、比較法の視点を取り入れながら、またこれまで研究の少なかった刑事法の視点、さらに当事者への差別にも力点を置きながら、総合的に研究することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 家族の在り方までを含めた同性婚法制、特例法、性的少数者差別禁止法、セクシャル・マイノリティ受刑者の処遇、学校教育の在り方等について、これまでの状況、判例があれば判例を調査する。(2) については地方自治体の状況も調査する。(3) 国連、外国法制の現地調査を行う。外国法制については、立法背景、条文(改正状況含む)、施行後の問題、判例について調査・整理を行う。現地の公的機関、研究者、民間団体の協力を得て実施する。(4) 学会報告し議論を深める。(5) 各法分野から予想される法的課題を洗い出す。(6) 法的課題について解決案を示す。(7) 各自が論文を執筆し、最終年度には国際セミナーを開催し、成果を報告する。全過程において、全体会合を実施し、全員で知識共有・検討を行う。

4. 研究成果

同性婚法制、様々な家族のありようについては、北欧における婚姻平等法制(2009年前後) パートナーシップ法(1990年代から)、養子等の様々な法整備(2003年前後)が行われており、婚姻平等はもちろん、様々な家族のありようがあることを提言した。ハワイ州の現状等も調査した。

性別変更については、北欧における法的性別変更制度(インターネットで変更可。再変更も可能。)を紹介し、日本への提言を行った。また、スウェーデンにおいては、法的性別変更のための手術要件は、優生手術と同一線上にあるとして、2018年から国による一斉補償が実施されており、日本への導入を訴えた。

セクシャル・マイノリティ受刑者の処遇に関しては、同性婚法制、法的性別変更制度が大きな影響を及ぼしていること、刑務所制度そのもののあり方も大きく影響しており、施設長の判断が権限が大きい日本の状況にも示唆を行った。

学校現場においては、児童生徒からの相談を受けて初めて対応するという個別支援に終始することが多いが、子どもたちの相談相手は友達が最も多いことから、相談への個別対応だけでなく、授業や日々の指導を通じた全体への働きかけも重要になる。グレーゾーンの言動を放置すれば、次第にその言動はエスカレートし、人権侵害の事態につながることは容易に想像できる。教職員は、日頃の言動に十分注意して、積極的に情報発信し、相談しやすい環境を作り、子どもたちの困りごとを可視化し、組織として対応できる範囲で柔軟に対応し、学校全体で対応を共有する。そして、学校の中の支援にとどまらず、必要な支援につなげられるよう、医師やカウンセラー、教育委員会や周辺の学校の教員たちと顔の見える関係を築いておくことが求められていることを示した。

各自の学会報告、論文執筆の他に、研究代表者、分担者等によって(1)2017年9月3日司法福祉学会第18回大会において、第10分科会「性の多様性、家族・親子の多様性 多様なカップルが子をもつということ」を実施し、その内容を『司法福祉学研究』第18号(2018年)に投稿した。又、(2)2017年12月の・ジェンダー法学会第15回学術大会において、ワークショップC「トランスジェンダーと日本における『性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律』をめぐる諸問題」(宮城県・東北学院大学)を実施し、その内容を『ジェンダー法研究』第5号(2018年)に投稿した。(3)『ジェンダー法研究』第5号において、特集2セクシュアリティにおいて、執筆を行った。

その他、2017年6月中島潤氏(教育・活動)、2017年12月城間勝氏(活動)等の講演会、2018年12月には、日本学術会議シンポジウム「LGBT/SOGI 施策一国・自治体は何をすべきかー」を共催、2019年7月には沖縄県浦添市と共催し、条例制定のためのシンポジウ

ムを行い、研究代表者の他、立命館大学二宮周平教授、天方徹沖縄県弁護士会長、神山和巳 JTA 価値創造推進部長等が登壇した。さらに 2019 年 12 月立命館大学二宮周平教授、2020 年 1 月鈴木茂義氏（教員）の講演会も実施した。また、琉球大学法科大学院と協力し、沖縄県内の自治体における講演会、無料法律相談会、条例案作成、県内企業調査等を行った。

海外からは 2019 年 12 月にはノルウェーの性の多様性の尊重に関する最大 NPO から代表等を招聘し、ノルウェー大使館、琉球大学において、シンポジウムを開催した。特に沖縄においては、沖縄で活躍する NPO 等の活動家 4 名も登壇し、NPO の役割を考えた。2020 年 2 月にはハワイ州最高裁判所サブリーナ・マッケナ判事を招聘して国際セミナーを実施し、全員が成果報告を行った。

研究分担者 2 名は、学術会議提言「性的マイノリティの権利保障をめざして（ ）トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて」（日本学術会議法学委員会社会と教育における LGBTI の権利保障分科会）の執筆に携わっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 5
2. 論文標題 人権としての性別	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 97-108
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤実	4. 巻 5
2. 論文標題 北欧諸国におけるトランスジェンダーの状況	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 109-122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立石直子	4. 巻 5
2. 論文標題 オーストラリアにおける性の多様性に関する近年の動向と考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 123-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松村歌子	4. 巻 5
2. 論文標題 学校現場における性的マイノリティの児童生徒をめぐる課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 137-154
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢野恵美	4. 巻 5
2. 論文標題 トランスジェンダー受刑者の処遇	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 155-172
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立石直子	4. 巻 69巻2号
2. 論文標題 性の多様性と親子観の相対化：里親・生殖補助医療などの視点から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法と政治	6. 最初と最後の頁 1033-1056
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢野恵美	4. 巻 88
2. 論文標題 性の多様性と家族 スウェーデン、ノルウェーの法制度から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 神奈川大学評論	6. 最初と最後の頁 41-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齋藤実	4. 巻 12
2. 論文標題 フィンランドにおける性的マイノリティの現在 (いま)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 学習院法務研究	6. 最初と最後の頁 171-183
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 39巻5号
2. 論文標題 「国際人権法からみる日本のLGBT/SOGIに関する課題：医療従事者が果たすべき役割とは」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Modern Physician	6. 最初と最後の頁 485-488
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 6
2. 論文標題 LGBT/SOGI施策を考える：国や自治体の現状からみえる課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 30
2. 論文標題 性別変更の条件：AP・ギャルソン・ニコ事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 133-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立石直子	4. 巻 51
2. 論文標題 国家改造と家族 1990年代から現在までの家族をめぐる動向を踏まえて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法の科学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 矢野恵美	4. 巻 54巻5号
2. 論文標題 SDGs、CSRの一環としての「性の多様性の尊重」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊経営	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計16件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 立石直子
2. 発表標題 家族法制からみた性の多様性と家族
3. 学会等名 司法福祉学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 国際人権法からみた性の多様性と家族
3. 学会等名 司法福祉学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 齋藤実
2. 発表標題 フィンランドにおける性の多様性と家族
3. 学会等名 司法福祉学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 矢野恵美
2. 発表標題 スウェーデン・ノルウェーにおける性の多様性と家族
3. 学会等名 司法福祉学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 齋藤実
2. 発表標題 北欧におけるトランスジェンダーの状況～ノルウェーとフィンランドを中心にして～
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 性別変更に関する国際判例の展開：ヨーロッパ人権条約の判例を中心に
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 立石直子
2. 発表標題 トランスジェンダーの家族形成の問題から見えてくるもの
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松村歌子
2. 発表標題 学校現場におけるトランスジェンダー児童・生徒の問題
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 矢野恵美
2. 発表標題 トランスジェンダー受刑者の抱える問題点：スウェーデンとの比較
3. 学会等名 ジェンダー法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 矢野 恵美
2. 発表標題 What is happening in Okinawa in the context of the respect for sexual diversity?
3. 学会等名 Chrysanthemum Rising: A Discussion on Sexuality & Civil Rights in Japan & Okinawa
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 谷口洋幸（コーディネーター）、矢野恵美（パネリスト）
2. 発表標題 LGBT/SOGI（ソジ）いま求められていること ～一人ひとり私らしく生きられる社会を～
3. 学会等名 日本女性会議
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 立石直子
2. 発表標題 性的マイノリティが子の育みに関わること 法的な視点から
3. 学会等名 シンポジウム「性の多様性と家庭養護」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 立石直子
2. 発表標題 国家改造と家族 1990年代から現在までの家族をめぐる動向を踏まえて
3. 学会等名 シンポジウム「改憲・国家改造の社会科学的分析 あたらしい世界・アジアのなかで」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 TANIGUCHI Hiroyuki
2. 発表標題 The Impact of "Freedom of Marriage for All" Lawsuit
3. 学会等名 The 11th International Convention of Asia Scholars
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 TANIGUCHI Hiroyuki
2. 発表標題 Law and Policy on Transgender in Japan: Toward "Trans Rights as Human Rights"
3. 学会等名 Gender-Workshop zur Japanforschung
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 TANIGUCHI Hiroyuki
2. 発表標題 Transgender Law in Japan in transnational framework
3. 学会等名 Symposium "Transnational Queer Intersections: Rights, Politics and Pop Cultures"
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 LGBT法連合会編 谷口洋幸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 かもがわ出版	5. 総ページ数 157
3. 書名 日本と世界のLGBTの現状と課題 : SOGIと人権を考える	

1. 著者名 谷口洋幸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 256
3. 書名 LGBTをめぐる法と社会	

〔産業財産権〕

〔その他〕

<p>・立石直子「ハーグ条約：親権・監護権に関する各締約国の法令調査報告書 ハワイ州」外務省（立石直子・木村義和共同調査執筆） 外務省HPハーグ条約関連資料 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100069867.pdf https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100069868.pdf</p> <p>・谷口洋幸・立石直子他（両名が分担執筆として執筆） 日本学術会議法学会委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会『提言「性的マイノリティの権利保障をめざして（ ）トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて」』（2020年度発出予定）</p>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	立石 直子 (Tateishi Naoko) (00369612)	岐阜大学・地域科学部・准教授 (13701)	
研究分担者	内栴 博信 (Uchigaki Hironobu) (30435200)	琉球大学・法務研究科・准教授 (18001)	
研究分担者	松村 歌子 (Matsumura Utako) (60434875)	関西福祉科学大学・健康福祉学部・准教授 (34431)	
研究分担者	宮尾 徹 (Miyao Toru) (70597682)	琉球大学・法務研究科・准教授 (18001)	
研究分担者	谷口 洋幸 (Taniguchi Hiroyuki) (90468843)	金沢大学・G S教育系・准教授 (13301)	
研究分担者	西山 千絵 (Nishiyama Chie) (20633506)	琉球大学・法務研究科・准教授 (18001)	